

ビームス ジャパン監修返礼品応募用紙

応募条件

- 松阪市内で生産、製造、加工されている商品
- 松阪市に本店または支店、営業所があること
- ビームス ジャパン担当者による計3回の監修会に参加が可能な事業者
1回目：7月19日（月）～20日（火）
2回目：9月7日（火）～8日（水）
3回目：10月14日（木）～15日（金）

応募宛先

〒515-8515 松阪市殿町1340-1
松阪市役所 地域ブランド課
※令和3年6月15日消印有効

募集締切：令和3年6月15日（火）

事業者情報

事業者名	
代表者名	
担当者職・氏名	
創業時期	
会社所在地	
電話番号	
メール	
FAX	
HPのURL	
事業者のPR ※業種や特徴、強みなど	

（裏面も記載してください）

商品情報

応募製品の名称	
応募製品の写真	※既存のリーフレットやチラシの添付可
応募製品の規格、内容	
応募製品の販売価格	
応募製品のPR	

(必ずお読みください)

- ビームス ジャパンが監修する返礼品は、20~30品(10事業者程度)を想定しています。ご応募いただいた商品が必ず採用されるものではありません。
- 本企画は、BEAMS JAPANロゴを使用したコラボレーション商品開発ではありません
- 応募用紙受付後、受付メールをお送りします。数日経っても受付メールが届かない場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- メールに画像等を添付する場合は、5GB以上の容量があるデータは受信できませんのでご注意ください。ご不明なことがありましたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- 新商品開発が行われる場合等の開発費用は参加事業者負担となります。
- 応募時点で松阪市ふるさと納税返礼品協力事業者として登録のない事業者が、ビームス ジャパン監修返礼品として選定された場合は、この応募用紙の他に返礼品協力事業者としての申出書及び必要書類の提出が必要です。下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- 協力事業者としての要件は次のとおりです。
 1. 松阪市をPRする特産品を提供できる法人、団体または個人事業者であること
 2. 市税の滞納がないこと
 3. 代表者が松阪市暴力団排除条例(平成23年松阪市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
 4. 提供する特産品を取り扱うために法令上必要な許可、免許、登録等の資格を有すること

(お問い合わせ先)

松阪市産業文化部地域ブランド課 応募担当：森下

電話：0598(53)4129

メール：brand.div@city.matsusaka.mie.jp